

弁護士費用について

法律相談だけの場合

- 30分につき、5000円の**相談料**となります。
- 引き続き事件の処理を依頼される場合は、相談料は不要です。

事件を依頼される場合

- 正式に事件の処理を依頼された段階で、**着手金**が必要となります。
- 事件が終了した段階で、解決の程度に応じて、**成功報酬**が必要となります。
- 上記のほかに、事件処理のための**実費**(裁判の印紙代など)が必要となります。

■ 着手金、成功報酬は、基礎となる経済的利益の額(着手金については、事件の解決によって得られる利益の金額。成功報酬については、実際に得ることができた金額)に応じて、下記の表のとおりとなります。

■ 簡易な事件については、内容により、着手金を、5～30%を減額させていただきます。

基礎となる 経済的利益	0～300万円	300万円～3000万円	3000万円～
着手金	8% (但し、最低額は10万円)	5%+9万円	3%+69万円
成功報酬	16%	10%+18万円	6%+138万円

事例

1000万円の損害賠償請求の裁判を依頼して、800万円の損害賠償の支払を受けた場合

着手金 $1000万 \times 5\% + 9万 = 59万円$
成功報酬 $800万 \times 10\% + 18万 = 98万円$
実費 裁判所に納める収入印紙代(5万円)など

離婚事件のように、**経済的利益の算定が困難な事件**については、原則として、経済的利益を、500万円とみなして計算します。但し、事案の内容によって、協議の上、100万円～1000万円の範囲で、基礎となる経済的利益を決定させていただきます。

着手金の**一括でのお支払いが困難な場合**は、柔軟に対応させていただきますので、ご遠慮なく、ご相談下さい。